

第1回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時：平成26年2月25日（火）10時～12時

場所：香川県社会福祉総合センター 7階

第1中会議室

1 開 会

2 香川県健康福祉部長挨拶

3 委員紹介

4 議 事

(1) 会議の運営について

① 会長・副会長の選任

② 会議の公開・非公開について、傍聴要領制定、運営規程制定

(2) 子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て関連3法）について

(3) 香川県子ども・子育て支援会議について

(4) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について

(5) 計画策定スケジュールについて

(6) 保育所、幼稚園等の状況について

5 意見交換

6 その他

次回会議の予定 平成26年4月中旬

7 閉 会

【配布資料】

資料1	委員名簿	・・・P	1
資料2	香川県子ども・子育て支援会議条例	・・・P	2
資料3	審議会等の会議の公開に関する指針	・・・P	3
資料4	香川県情報公開条例（抜粋）	・・・P	4
資料5	香川県子ども・子育て支援会議傍聴要領（案）	・・・P	6
資料6	香川県子ども・子育て支援会議運営規程（案）	・・・P	7
資料7	子ども・子育て関連3法について	・・・P	8
資料8	子ども・子育て支援法（抜粋）	・・・P	27
資料9	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について	・・・P	29
資料10	計画策定スケジュール	・・・P	34
資料11	保育所、幼稚園等の状況	・・・P	35

香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

(任期 H26. 2. 1～H28. 1. 31)

団 体 名	役 職	氏 名
香川県保育協議会	副会長	池内 孝子
香川県私立幼稚園PTA連合会	副会長	鵜川 美恵
香川県市長会	会長	大山 茂樹
香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会	副会長	岡 正敏
香川大学教育学部	准教授	片岡 元子
香川県国公立幼稚園長会	会長	木村 マチ子
香川県町村会	会長	栗田 隆義
香川県国公立幼稚園PTA連絡協議会	副会長	紫和 恵理子
香川県児童福祉施設3種別連合会	会長	土釜 一
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
香川県労働者福祉協議会	専務理事	豊永 幸一
かがわ子育てひろば連絡協議会	代表	中橋 恵美子
香川県経営者協会	専務理事	福家 正一
香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長	藤目 真皓
香川県小学校長会	会長	藤本 泰雄
香川県PTA連絡協議会	会長	三好 寿志
香川大学教育学部	教授	毛利 猛
丸亀市保育所保護者会連合会	会長	吉永 貴彦
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

(五十音順、敬称省略)

香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年7月12日
条例第29号

香川県子ども・子育て支援会議条例をここに公布する。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年3月30日策定

平成12年10月1日改正

平成14年 4月1日改正

平成16年 4月1日改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対しその審議状況を明らかにし、もって県政への県民の参加をより一層推進し、県政に対する県民の理解を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

イ 当該会議において、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

ロ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会等の会議を公開するかどうかは、公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

5 公開の方法等

（1）審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

（2）審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録の公表に努めるものとする。

6 会議開催の周知

公開で行う会議開催の周知は、報道機関への資料提供、県民室及び県民センターでの情報提供等の方法により行うものとする。

7 その他

（1）審議会等の概要に関する資料を作成し、県民室及び県民センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

（2）この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成10年5月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。

香川県情報公開条例（抜粋）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。））、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

エ 公益上公にすることが必要である情報として実施機関が定める情報であって、公にしたとしても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの

- (2) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、

健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (3) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。
- (7) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

香川県子ども・子育て支援会議傍聴要領（案）

平成26年2月 日

香川県子ども・子育て支援会議決定

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、会場において、係員に住所及び氏名を申し出て、香川県子ども・子育て支援会議会長の了解を得た上で係員の指示に従い、会場に入場してください。

なお、傍聴の申し込み受付は、会場において、会議の開催時刻の30分前から先着順で行い、原則、定員10名になり次第終了します。会場の都合によっては、10名に満たない場合で終了することもあります。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切ること。
- (4) 会長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

前項の規定に違反した傍聴者には注意を促します。注意を受けながら、これを改めないときは、退場していただくこととなります。

香川県子ども・子育て支援会議運営規程（案）

平成 26 年 2 月 日

香川県子ども・子育て支援会議

（会議の招集）

第1条 香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

（会議の公開等）

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴者の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第3条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（協力の依頼）

第4条 会長は、会議の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会長は、会議の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

子ども・子育て関連3法について

平成25年4月

内閣府・文部科学省・厚生労働省

子育てをめぐる現状と課題について

○急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。

- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

- ・家族関係社会支出の対GDP比の低下

(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)

○子育ての孤立感と負担感の増加

○深刻な待機児童問題

○放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)

○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進



◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化



○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

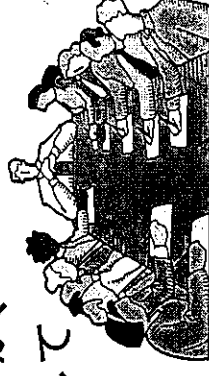
- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

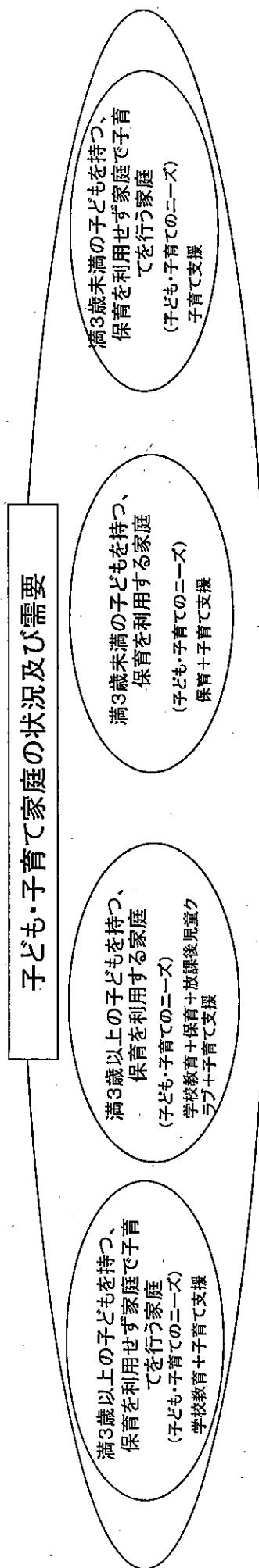
■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→ 将来の検討課題

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付の
= 対象※

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

認定こども園法の改正について

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
(新たな「幼保連携型認定こども園」)

- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可)

○ 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《現行制度》

《改正後》

幼保連携型 (594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園 (学校)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

保育所 (児童福祉施設)

幼稚園型 (317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

幼稚園 (学校)

保育所
機能

保育所型 (155件)

※設置主体制限なし

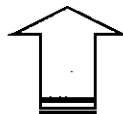
保育所 (児童福祉施設)

幼稚園
機能

地方裁量型 (33件)

※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))



幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○ 施設体系は、現行どおり

○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）

現行制度

幼稚園の認可

	標準時間	長時間
満3歳以上	学校教育	学校教育
満3歳未満	—	—

保育所の認可

	保育に欠けない	保育に欠ける
満3歳以上	—	保育 (児童福祉)
満3歳未満	—	保育 (児童福祉)

新制度

幼保連携型認定こども園の認可

	保育を必要としない	保育を必要とする
満3歳以上	学校教育	保育 (児童福祉) 学校教育
満3歳未満	—	保育 (児童福祉)

新たな幼保連携型認定こども園の制度的制度設計について

	新たな幼保連携型認定こども園の制度的制度設計について
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 ※大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲（認可をする場合、市長はあらかじめ都道府県知事と協議） ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行うものとする。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）長は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭 ※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

	新たな幼保連携型認定こども園の制度的制度設計について(続き)
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の 制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

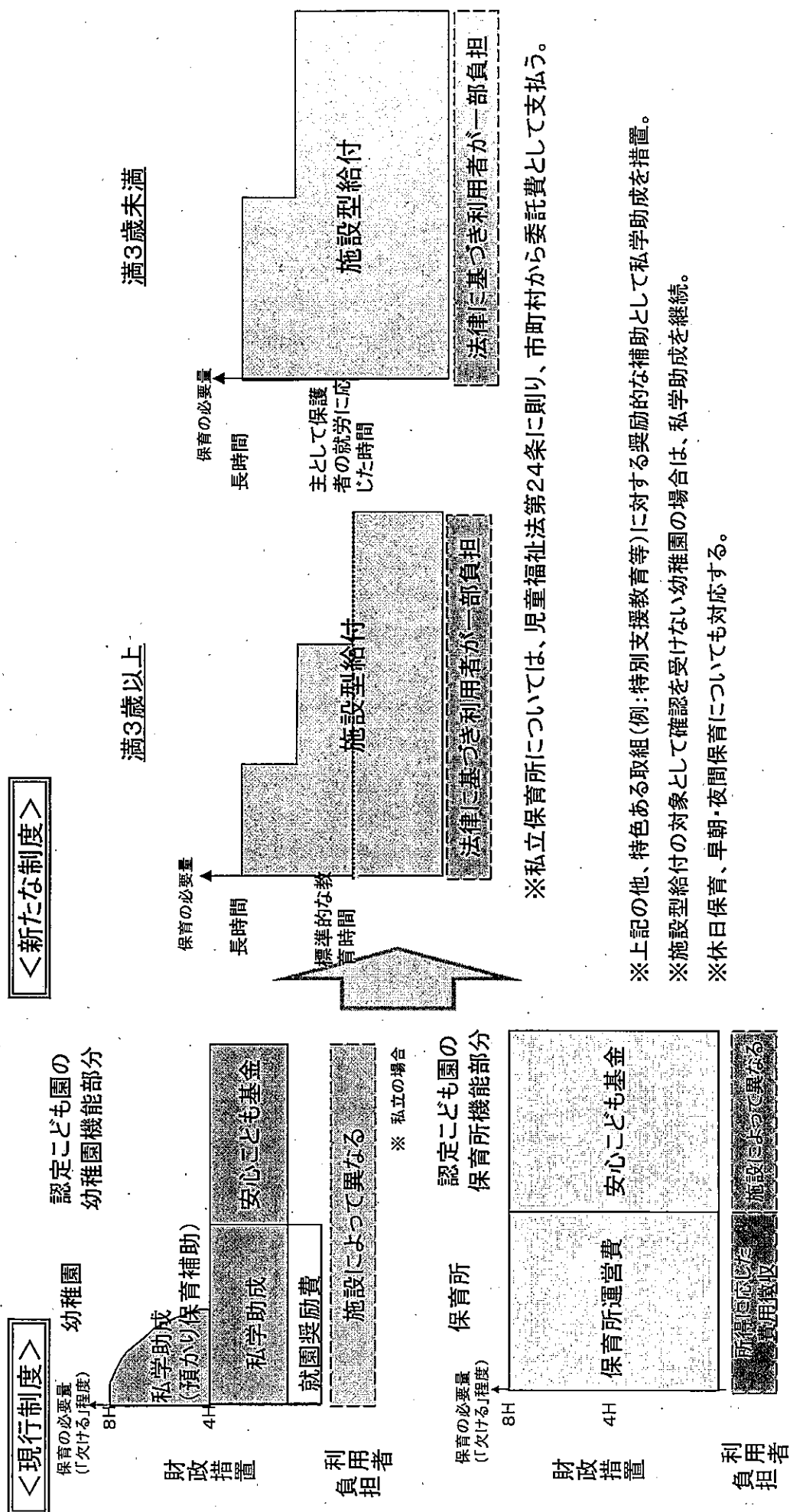
(主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

施設型給付の創設

○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

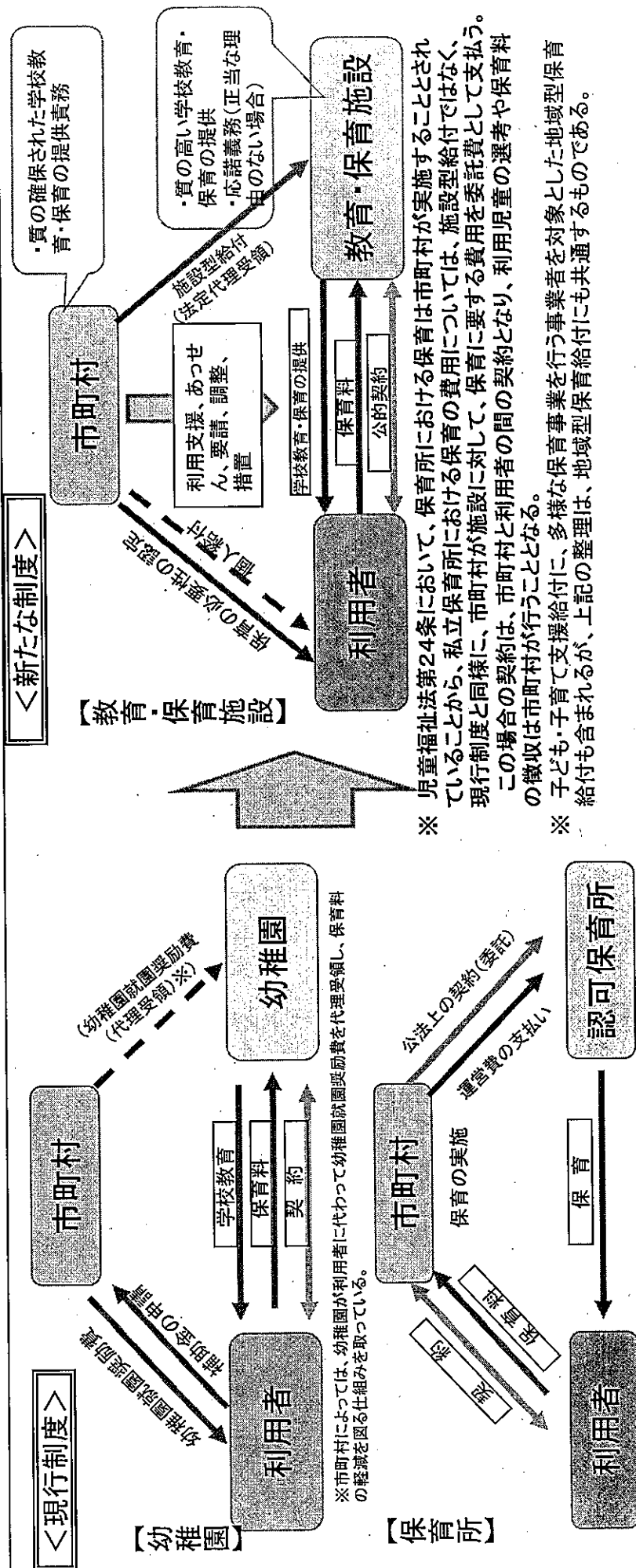
※上記の他、特色ある取組(例：特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

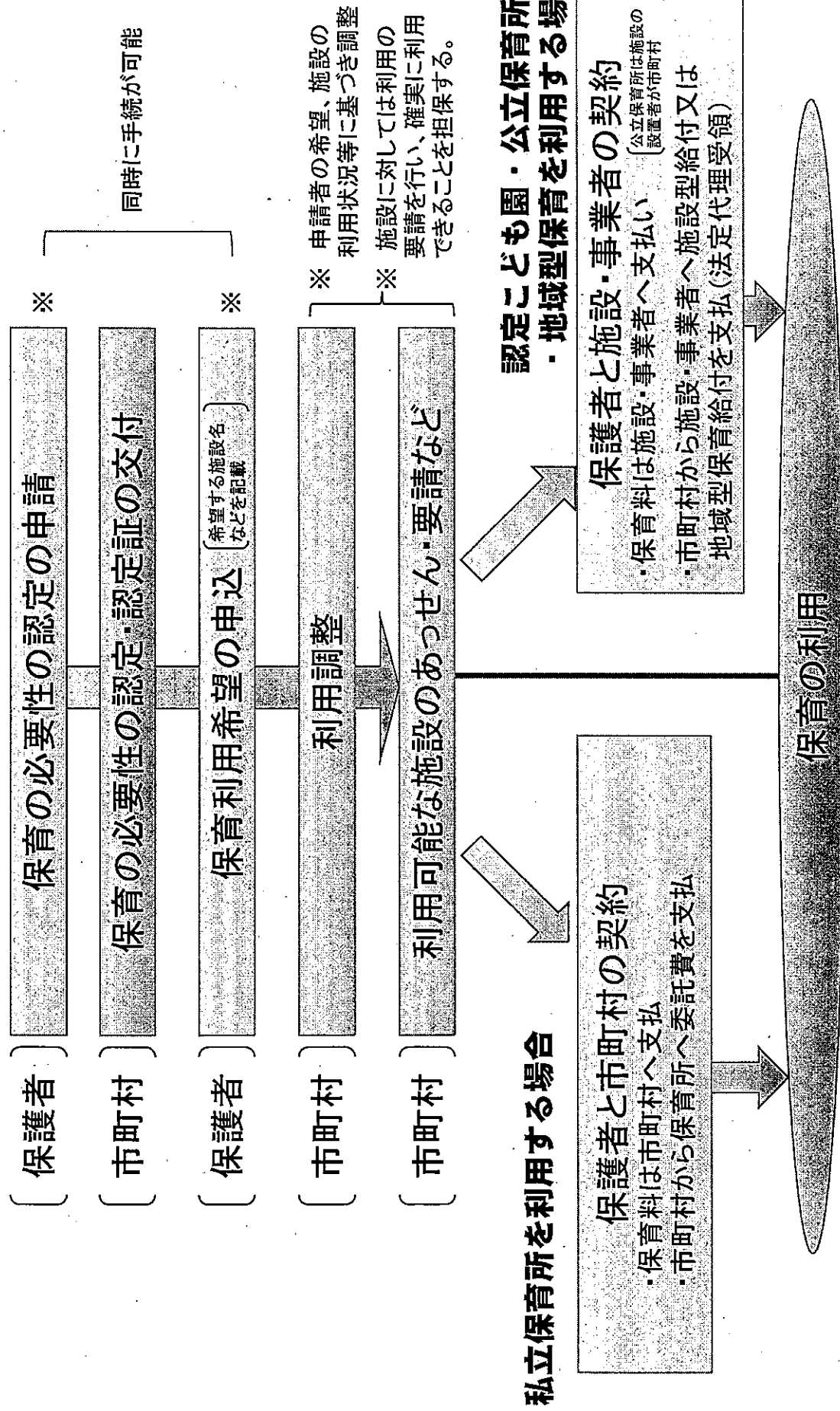
本制度における行政が関与した利用手続き

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けけない子どもについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
- ※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要性に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設定者が定める選考基準（選考方法）に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
- 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。



◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



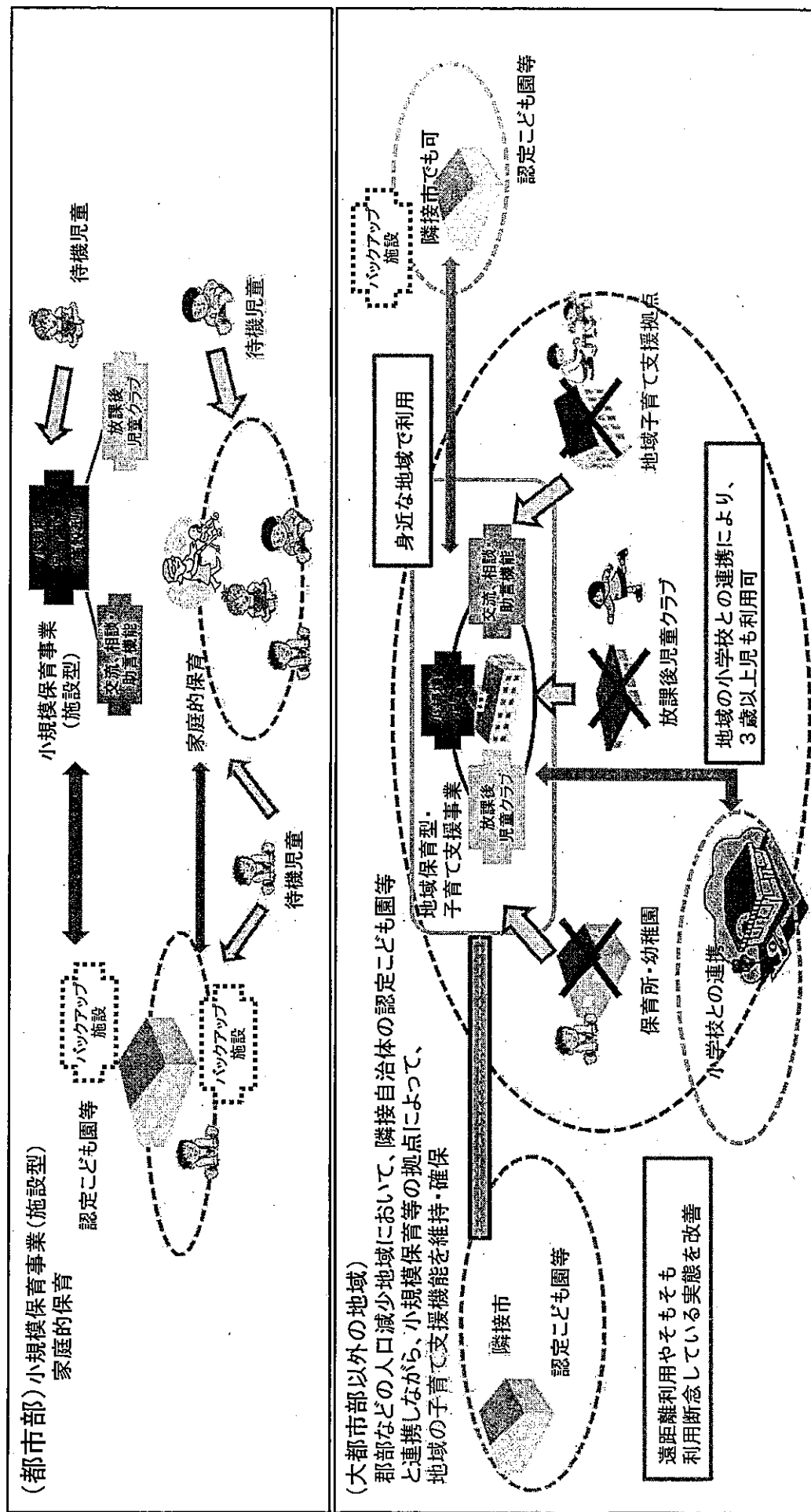
地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- ・ 都市部では、認定こども園等をバックアップ施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・ 人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



本制度における利用者負担について

本制度における利用者負担の基本的考え方

- 本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ・ 利用者支援
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型 認定こども園)・ 確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	利用者負担の設定
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討 保育計画の改定 (特定市町村)	保育緊急確保事業の実施	
実施体制		子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府) 自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元的実施体制を整備

(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第 62 条 都道府県は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 二 教育・保育情報の公表に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て、家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。

○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

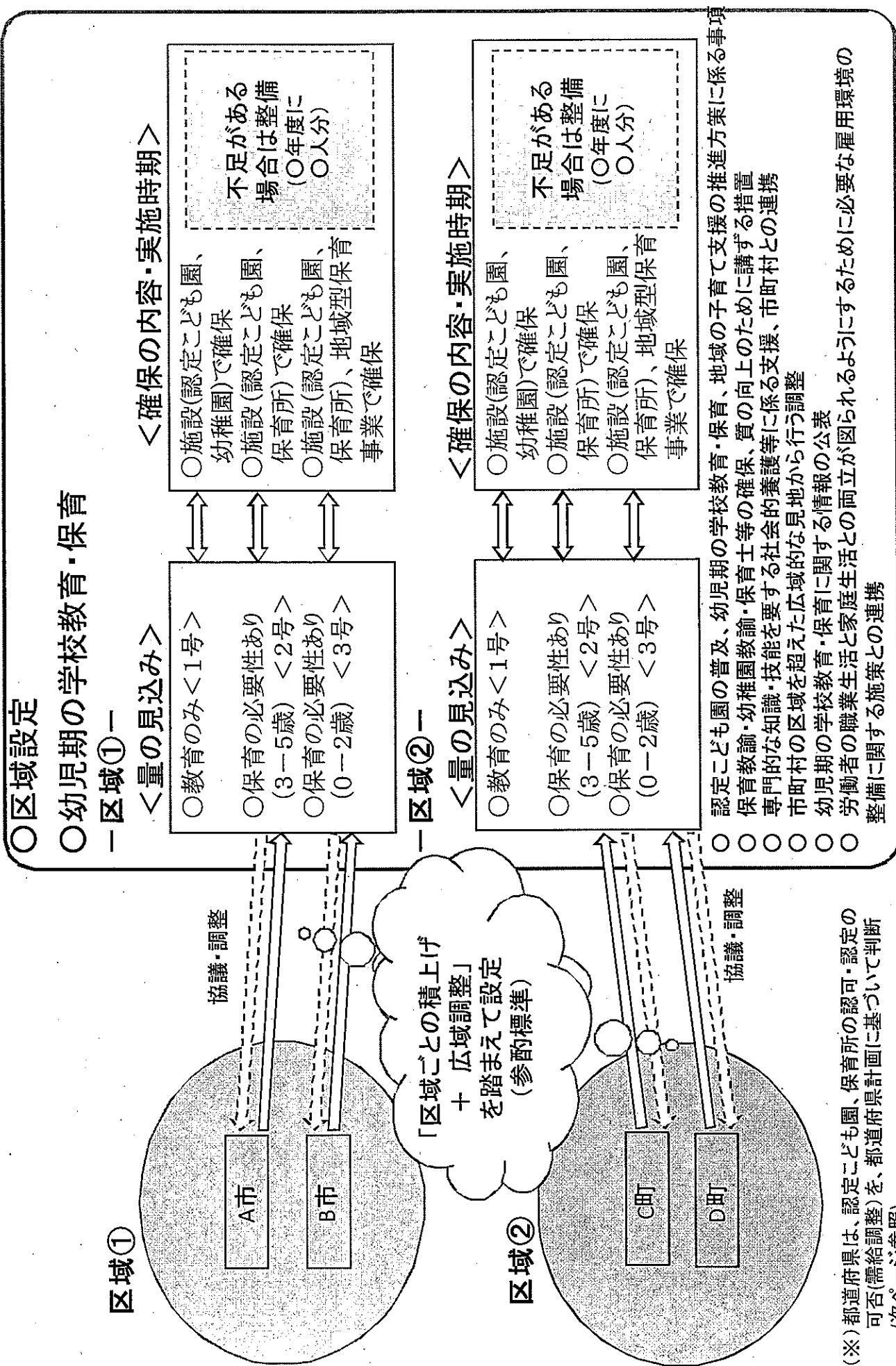
＜必須記載事項＞

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

＜任意記載事項＞

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ②



(※) 都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断(次ページ参照)。

3. 都道府県子ども・子育て支援事業計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業計画に基づく需給調整)

○子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、

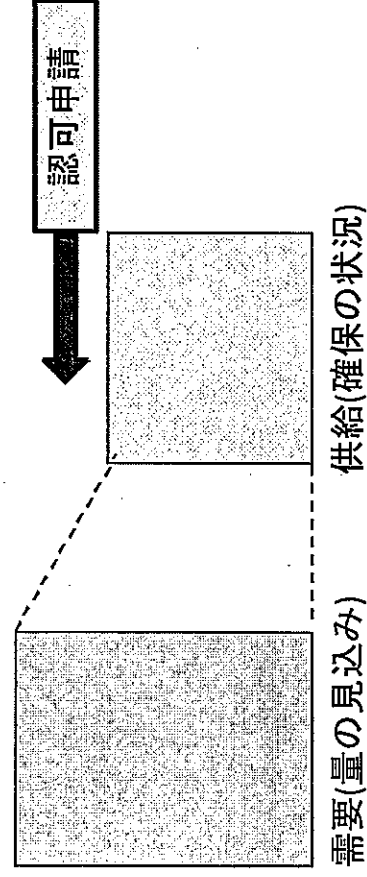
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- ー 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況 = 区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- ー 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況 = 区域内の定員数) → 需給調整

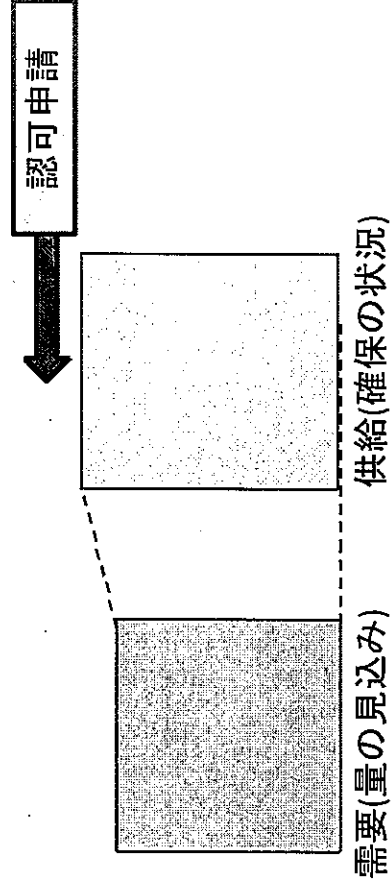
需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)

→ 原則認可



需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)

→ 需給調整



※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定事項

- ◆計画作成の際、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと

◆必須記載事項

1 区域設定 : 県設定区域の趣旨、内容、県設定区域の状況等

2 各年度における教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容」「実施時期」

＜県全域＞：＜A区域＞

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		1号	2号	3号	3号	1号	2号	3号	3号
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳
①量の見込み		300人	200人	100人	100人	300人	200人	100人	100人
② 確保の 内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	300人	200人	50人	50人	300人	200人	90人	90人
	地域型保育事業	—	—			—	—		
②—①		0	0	▲50人	▲50人	0	0	▲10人	▲10人

◇幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整に関する「県計画で定める数」

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

◇県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期

◇・幼稚園、保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等、県が行う必要な支援に関する事項
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、その推進方策
- ・地域における教育・保育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策
- ・認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との連携の推進方策

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、資質の向上のために講ずる措置に関する事項

◇特定教育・保育、特定地域型保育を行う者の見込み数、養成・就業の促進等に関する事項

5 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町との連携に関する事項

◇児童虐待防止対策の充実

- ア 児童相談所の体制強化
- イ 市町や関係機関との役割分担・連携の推進
- ウ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
- エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

◇社会的養護体制の充実

- ア 家庭的養護の推進
里親委託等の推進、施設の小規模化、地域分散化の推進
- イ 専門的ケアの充実、人材の確保・育成
- ウ 自立支援の充実
- エ 家族支援、地域支援の充実
- オ 子どもの権利擁護の推進

◇母子家庭、父子家庭の自立支援の推進

◇障害児施策の充実

◆任意記載事項

1 県計画の基本理念等 : 法令根拠、基本理念、目的、特色 等

2 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

◇市町計画の作成時、特定教育・保育施設の利用定員の設定時における県と市町の協議・調整等に係る事項

市町計画作成時の調整、特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

3 教育・保育情報の公表に関する事項

◇事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報の公表に関する実施体制の整備

4 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境整備に関する施策との連携

◇仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

◇仕事と子育ての両立のための基盤整備

5 県計画の作成の時期

6 県計画の期間 : 5年間

7 県計画の達成状況の点検・評価 : 各年度における県計画の達成状況を点検・評価する方法等

計画策定スケジュール

	国	香川県	市町
平成26年 2月		第1回会議開催 ○会長・副会長の選任 ○子ども・子育て支援新制度について	
3月	関係政省令の公布		
4月	公定価格・利用者負担 の骨格提示	第2回会議開催 ○参考意見聴取 ○県民意識調査（案）	量の見込みを県に報告 確保方策の検討
5月		県民意識調査実施 第3回会議開催 ○計画の構成案について ○市町ニーズ調査結果について ○県設定区域案について ○次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況説明等	
6月			支給認定基準等の条例 提案
7月		第4回会議開催 ○計画骨子案について ○県民意識調査結果について	
8月			
9月		幼保連携型認定こども園認可基準に関する条例提案 幼保連携型認定こども園に関する合議体設置条例提案 幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を 聴取すべき事項の規則制定	計画案確定、県に報告
10月		第5回会議開催 ○計画素案について 計画素案に基づく需給調整、認定こども園認可事務開 始	支給認定・確認等の事 務開始
11月			
12～1月		パブリックコメント実施 第6回会議開催 ○計画案について	
27年2月	公定価格の設定		
3月		香川県子ども・子育て支援事業支援計画の策定	市町子ども・子育て支 援事業計画の策定
4月		新制度スタート（予定）	

保育所、幼稚園等の状況

●保育所の状況

(各年4月1日現在)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25
公立保育所	施設数	127	124	124	122	121
	定 員	11,275	10,965	10,965	10,740	10,695
	児童数	9,515	9,299	9,230	9,161	9,384
私立保育所	施設数	83	86	87	91	91
	定 員	9,239	9,549	9,809	10,439	10,489
	児童数	9,547	9,778	10,003	10,553	10,565
保育所合計	施設数	210	210	211	213	212
	定 員	20,514	20,514	20,774	21,179	21,184
	保育所児童数	19,062	19,077	19,233	19,714	19,949

●幼稚園の状況

(各年5月1日現在)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25
国公立幼稚園	施設数	135	136	136	135	135
	児童数	9,800	9,470	9,144	8,995	8,608
私立幼稚園	施設数	36	35	35	35	35
	児童数	5,489	5,466	5,351	5,503	5,569
幼稚園合計	施設数	171	171	171	170	170
	幼稚園児童数	15,289	14,936	14,495	14,498	14,177

●認可外保育施設の状況

(各年、県は5月1日現在、高松市は6月1日現在での合計)

区 分		H21	H22	H23	H24	H25
認可外保育施設	施設数	73	70	64	63	65
	認可外保育施設児童数	1,187	1,193	1,257	1,132	1,116

●県内の0～6歳人口 (各年10月1日現在)

年 齢	H22	H23	H24	H25
0歳	8,046	8,262	8,201	8,237
1歳	7,960	8,093	8,279	8,243
2歳	8,202	7,989	8,141	8,272
3歳	8,318	8,246	8,053	8,174
4歳	8,105	8,297	8,273	8,039
5歳	8,589	8,109	8,307	8,262
6歳	8,778	8,583	8,122	8,318
合 計	57,998	57,579	57,376	57,545

